

小田原三の丸ホール 調律師登録依頼書

依頼日	年	月	日
-----	---	---	---

太枠の中をご記入ください。

(フリガナ) 氏名		
所属		
調律可能なピアノ	☐ スタインウェイ (D-274) ☐ ヤマハ (CFⅢ) ☐ カワイ (RX-1) ☐ ペーゼンドルファー (アップライト)	
連絡先 (調律依頼先)		
調律の実績 (過去2年まで)		
時期	会館名	調律したピアノ (メーカー・品番)

※スタインウェイ社製ピアノについては、修了書及び登録書等のコピーを添付してください。

収受印	登録内容の公開	☐ 希望する ☐ 希望しない

上記の者を指定調律師として登録してよろしいか。

承認	担当	受付

1. 登録申請

小田原三の丸ホール（以下、「当ホール」という。）は、以下の登録要件を満たす者から、所定の依頼書により依頼を受け、審査に合格した者を承認します。

〈ご提出いただく書類〉

- ・調律師登録依頼書(本紙裏面)
- ・お持ちの場合、修了書及び登録書のコピー(スタインウェイピアノを扱う場合のみ)

2. 登録要件

当ホールが管理するピアノを調律する調律師は、次の条件をすべて満たす者に限ります。

- (1) 演奏会場または、ホール等での調律経験が豊富で、十分な技量を持つと認められる者。
過去2年間の調律実績は、依頼書に詳細をご記入いただくか、任意書式で別紙にてご提出ください。
- (2) スタインウェイ社製ピアノについては、スタインウェイ社が定める研修を修了している者。
(STEP2から4、アカデミー研修) または、それに相当する研修実績がある者。

3. 調律時の同意事項

- ・調律・調整作業は、各ピアノメーカーの仕様を遵守してください。
 - ・原状復帰不可となるような調律等を行わないでください。また、仕様を逸脱した調律等を行い、修理が必要となった場合は、修理費用を請求いたします。
 - ・ご希望の場合、登録された内容は当ホールが発行するリストに掲載され、一般に公開されます。
 - ・利用者が負担する調律料金等の基本情報や、調律に要する時間は、事前に利用者まで通知をお願いします。
 - ・調律時は、原則として、当館スタッフは立ち合いません。
- ただし、登録調律師であっても、「調律時の同意事項」を逸脱する使用がある場合、立ち合いをする可能性があります。
- ・調律作業は、通常、平均律（A=442Hz）で行っています。
- ピッチの変更は、440Hzから444Hzまでを範囲とし、平均律以外で調律をされる場合は、使用後に戻し調律をお願いします。

4. 登録の取消

登録に係る内容に虚偽があった場合には、登録を取り消します。また、項目3「調律時の同意事項」に反する行為が見られた場合や、当ホールの指示に従わない場合も登録を取り消します。

上記の内容を確認しました

☐ 同意する ☐ 同意しない